事　務　連　絡
令和２年３月 10 日

各都道府県市区町村担当課　御中

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における
新型コロナウイルス感染症への対応について

住民基本台帳事務等については、当面の緊急措置として、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて（通知）」（令和２年３月６日付け総行住第 31 号。以下「令和２年３月６日通知」という。）を発出したところですが、住民基本台帳事務等を取り扱う窓口における集団感染を防止する観点から、今後の窓口対応について、地域の実情に応じ、当面、下記事項に留意することが適切と考えますので連絡します。

貴職におかれては、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知していただくようお願いします。

記

１　厚生労働省の資料によれば、新型コロナウイルスの集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」とされている。

これを踏まえ、市区町村窓口については、
・定期的に換気を行うなど、風通しを確保する
・来庁した住民が利用できる消毒液の設置や住民が利用するスペース・備品等の定期的な消毒を行う
・待合スペース等の規模に応じ、待合者間の距離を配慮する
などの対策が考えられること。

２　市区町村窓口の職員については、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施等に努めることが考えられること。また、市区町村窓口に来庁した住民に対しても、咳エチケットの徹底などをポスターやアナウンス等を通じて呼びかけることが考えられること。

３　市区町村窓口への来庁を抑制する観点から、令和２年３月６日通知を踏まえた当該地方公共団体の対応はもちろん、当該地方公共団体で利用可能な各種証明書類のマイナンバーカードによるコンビニ交付や郵送交付の対応状況及びその利用方法について、当該団体のホームページやポスター、貼り紙等を通じて、速やかに住民等に周知・広報を行うことが適当と考えられること。

(担当)
総務省自治行政局住民制度課
坂場係長、川上官、中村官
小泉係長、及川官、尾崎官
TEL：03-5253-5517（直通）
FAX：03-5253-5592

参考１

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

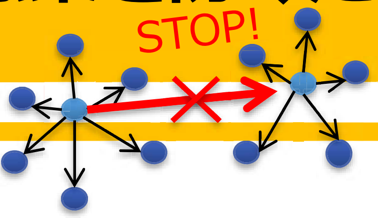

感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

＜感染経路の特徴＞

◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの８割の方は、他の人に感染させていません。
◆一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなど**では、**一人の感染者が複数に感染させた**事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

◇　**換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間**に**集団で集まることを避けて**ください。

◇　イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性がありますが、現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和2年3月1日版

（参考２）

住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における新型コロナウイルス感染症に対する取組事例

○　来庁することなく実施することが可能な手続（住民票の写し等のコンビニ交付サービス・郵送請求、転出届の提出等）をホームページで案内している。

○　庁舎入口、窓口等に消毒液を設置し、来庁者が消毒を行うよう掲示物等で案内している。

○　清掃事業者に委託し、庁舎において特に来庁者が触れる機会の多い場所（階段の手すり、エレベーターのボタン、待合スペースの椅子等）の清掃・消毒を強化している。

○　職員が、市区町村窓口において特に来庁者が触れる機会の多い場所（記載台、タッチパネル、ボールペン等）の清掃・消毒を実施している。

○　窓口の呼出し状況をスマートフォン等で確認できる仕組みを導入し、来庁後の待ち時間を混雑しない場所で過ごすことを可能としている。

○　来庁のオンライン予約サービスを導入し、来庁者による混雑の緩和を図っている。

○　来庁者の目に付く場所に咳エチケットの徹底などを呼びかけるポスターを掲示している。

○　マイナンバーカードの交付通知書に記載するカードの受取期限について、通常より延長した期限を記載している。